

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	生活保護法による保護に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、生活保護法による保護に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県知事

公表日

令和5年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護法による保護に準じて行う外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
②事務の概要	1 事務の概要 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に準じて、生活に困窮する者からの相談や保護申請を受け、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とし、保護を実施する。 保護を申請する場合、県保健所地域福祉室(町村の経由も可能)に申請を行い、その保護の要否を決定し、申請者に通知する。 2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①外国人の保護の実施に関する事務(法第19条第1項に準ずる) ②外国人に対する保護の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務(法第24条第1項に準ずる) ③職権による外国人の保護の開始若しくは変更に関する事務(法第25条第1項に準ずる) ④外国人の保護の停止若しくは廃止に関する事務(法第26条に準ずる) ⑤外国人の保護に関する資料の提供等の求めに関する事務(法第29条第1項に準ずる) ⑥外国人の就労自立給付金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務(法第55条の4第1項に準ずる) ⑦外国人の保護に要する費用の返還に関する事務(法第63条に準ずる) ⑧外国人の保護における徴収金の徴収に関する事務(法第77条第1項、第77条の2、第78条第1項から第3項、第78条の2第1項から第2項に準ずる)
③システムの名称	生活保護電算システム、大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

外国人保護情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項(利用範囲) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年大分県条例第27号。以下「番号利用等条例」という。)第4条第1項(個人番号の利用範囲) 別表第一の1の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年大分県規則第60号)第3条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【特定個人情報の照会】 ○番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)第2条 ○番号利用等条例第4条第1項(個人番号の利用範囲) 別表第一の1の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	大分県福祉保健部保護・監査指導室
②所属長の役職名	保護・監査指導室長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	大分県情報センター 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-506-2285
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	大分県福祉保健部保護・監査指導室 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-536-1111(内線2618)
-----	---

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]